

東京自動車部品商協同組合 共同購買事業規約

(目的)

第1条 この規約は、本組合の定款第7条第1項に規定した共同購買事業を行うために必要な手続、方法、その他の事項について定めたものである。

(共同購買事業の目的)

第2条 本組合は、同業者として互いに良い商品を紹介、斡旋し、組合員の仕入れコストの低減、経営の合理化に寄与することを目的に推進する。

(共同購買品目)

第3条 本組合は、次に掲げるものを共同購買の対象とする。

- (1) 自動車部品
- (2) 自動車用品、オイル、ケミカル
- (3) 自動車整備用機械工具等の自動車関連商品
- (4) その他、自動車部品商が取り扱い可能な商品

(品目の推薦)

第4条 本組合は次に掲げる方法で、共同購買品目の推薦を受ける。

- (1) 組合員の推薦
- (2) メーカー、商社等からの経済委員会への売り込み
- (3) その他の推薦

推薦に当たってはカタログ、パンフレット、価格、取引条件、支払代行手数料等の資料を一括して経済委員会に提出するものとする。

(経済委員会による選定)

第5条 前条で推奨された共同購用品目は経済委員会で検討し、採用の可否、取引条件、その他の重要な事項を決定する。組合員への供給価格は経済委員会で決定する。

(組合認定共同購買仕入先)

第6条 経済委員会が承認した共同購用品目の仕入業者を組合認定の共同購買仕入先(以下「組合認定仕入先」と略す)とし、経済委員会は組合認定仕入先と一体となった販売促進を行うものとする。

(支払代行)

第7条 共同購用品目の直接的な取引(受注・発注及び納品等)は各組合員と組合認定仕入先との間で行う。購入した商品の料金の支払いについては、組合認定仕入先は毎月、各組合員宛の請求書のすべてを組合本部に送付、組合本部はその料金を組合員より集金して、一括して組合認定仕入先に支払う。

これによるメリットは以下の通り。

- ① 共同購買品目の販売動向を把握できるため、適切な販売促進策を策定できる。
- ② 組合の経済委員会と組合認定仕入先との交渉により購入価格や供給方法を決定している。仕入先（メーカー&卸商）と組合員（小売商）との情報交換により「市場で売れる価格&供給方法」を目指す。相互にメリットがある。
- ③ 組合員は企業規模の大小に係わらず、同一価格で購入できる。
- ④ 組合員には数社分の認定仕入先の請求書が一括して組合から届く（支払代行計算書も添付）。組合員は組合に一括して支払うだけで、経理業務が削減される（振り込み手数料も削減）。
- ⑤ 組合認定仕入先は組合が責任をもって組合員より集金するので安心して取引ができる。
- ⑥ 組合と組合認定仕入先との共同の販売促進（キャンペーン）を実施し、進捗管理が可能。

（共同購買契約書）

第8条 組合は、経済委員会が承諾した組合認定仕入先との間で、別紙1の「共同購買契約書」を締結する。

（損害責任の範囲）

第9条 本組合は、本組合の責任に帰属しない事由によって共同購入事業に生じた損害については、その責任を負わないものとする。

（事業利用の拒否）

第10条 組合は組合員に破産、廃業、解散、休業等の非常事態が想定された場合は、予防措置として、当該組合員に対して共同購買事業を利用させないことができる。

（その他）

第11条 この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、経済委員会で決定する。

付 則

この規約は、平成23年7月26日の臨時総会より施行する。